

2020年5月6日

新型コロナウイルス感染対策について(方針)

2020年4月7日、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

これを踏まえ、(公社)千葉県サッカー協会(CFA)と致しましても、2020年2月26日に通知した「新型コロナウイルスに対する千葉県サッカーの対応について」(方針)について、4の期間延長の項目により、5月31日まで継続することにいたします。

【指針】

1. 全ての事業(競技会・講習会等)については、**原則、5月31日まで中止・延期とする。**
特別な事情により、開催を希望する場合は、専務理事と協議の上決定する。
2. その場合は、施設管理者や関係団体と協議の上、下記の対応をとること。
 - ① 運営する人も含めて参加者の健康管理を徹底し、来場前の体温を確認する。
 - ② マスクの着用は義務とする。・・・予防及び拡散防止のため。
 - ③ アルコール消毒や手洗いの挙行などを徹底する。
3. 会議等については、その必要性に応じて必要最小限で開催し、参加者の健康チェック、マスクの着用等を行う。
4. 上記の方針の期間については、状況により延長する。

新型コロナウイルス対応相談窓口
公益社団法人千葉県サッカー協会
専務理事 河瀬 淳